

別紙

区域別届出対象行為の比較表

| 区域 | 変更案（施行規則別表第3）（景観計画 P26～27） | | 変更前（条例別表1）（景観計画 P22） | |
|--|---|--|--|--|
| | 行為の区分 | 届出の対象となる規模 | 行為の種類 | 届出行為の規模 |
| 第1種地区 | 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・ 建築面積 100 m ² 以上、又は高さ 10.0m 以上 ・ 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10.0 m ² 以上となるもの | ③建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 | 延べ床面積 100 m ² 以上又は高さ 10.0m を超えるもの |
| | | | ④建築物の外観の模様替え及び色彩の変更 | 行為面積が 10 m ² 以上のもの |
| | 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・ 築造面積 10 m ² 以上、又は高さ 1.5m を超えるもの ・ 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以上となるもの | ⑤工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 | 10 m ² 以上又は高さ 1.5m を超えるもの |
| | | | ⑥工作物の外観の模様替え及び色彩の変更 | 行為面積が 10 m ² 以上のもの |
| | | | ⑩看板、広告板等の設置 | 一辺が 4m を超え、又は表示可能面積が 4 m ² を超えるもの |
| | | | ⑪自動販売機等の設置 | 全ての設置行為 |
| | 開発行為 | ・ 区域面積 100 m ² 以上のもの | — | — |
| | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ・ 鉱物の掘採又は土石の採取で 10 m ² 以上又は高さ 1.5m を超えるもの ・ 100 m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更 | ①鉱物の採掘又は土石の採取 | 10 m ² 以上又は高さ 1.5m を超えるもの |
| | | | ②土地の形状変更 | 100 m ² 以上 |
| | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ・ 10 m ² 以上、又は高さ 1.5m を超えるもの | ⑨屋外における物品（土石、廃棄物）の集積又は貯蔵 | 10 m ² 以上又は高さ 1.5m を超えるもの |
| 木竹の植栽又は伐採 | ・ 100 m ² 以上 | ⑦森林（天然林及び植林）の伐採 | 天然林の伐採：100 m ² 以上 植林の伐採：10,000 m ² 以上 | |
| | | ⑧針葉樹（杉及び桧）の植樹 | 100 m ² 以上 | |
| 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明） | ・ 届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明 | — | — | |
| 第2種地区 | 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・ 建築面積 100 m ² 以上、又は高さ 10.0m 以上 ・ 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10.0 m ² 以上となるもの | ③建築物の新築、増築、改築、移転、撤去又は撤去 | 延べ床面積 100 m ² 以上又は高さ 10.0m を超えるもの |
| | | | ④建築物の外観の模様替え及び色彩の変更 | 行為面積が 10 m ² 以上のもの |
| | 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・ 築造面積 50 m ² 以上、又は高さ 5.0m を超えるもの ・ 擁壁等で高さ 2.0m 以上かつ延長 10m 以上のもの ・ 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以上となるもの | ⑤工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 | 1,000 m ² 以上又は高さ 5m を超えるもの |
| | | | ⑥工作物の外観の模様替え及び色彩の変更 | 行為面積が 10 m ² 以上のもの |
| | | | ⑩看板、広告板等の設置 | 一辺が 4m を超え、又は表示可能面積が 4 m ² を超えるもの |
| | | | ⑪自動販売機等の設置 | 全ての設置行為 |
| | 開発行為 | ・ 区域面積 200 m ² 以上のもの | — | — |
| | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ・ 鉱物の掘採又は土石の採取で 200 m ² 以上又は高さ 3.0m を超えるもの ・ 盛土 1.0m 以上又は切土 2.0m 以上で、200 m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更 | ①鉱物の採掘又は土石の採取 | 1,000 m ² 以上又は高さ 3m を超えるもの |
| | | | ②土地の形状変更 | 1,000 m ² 以上 |
| | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ・ 10 m ² 以上、又は高さ 1.5m を超えるもの | ⑨屋外における物品（土石、廃棄物）の集積又は貯蔵 | 1,000 m ² 以上又は高さ 3m を超えるもの |
| 木竹の植栽又は伐採 | ・ 200 m ² 以上 | ⑦森林（天然林及び植林）の伐採 | 森林の伐採：10,000 m ² 以上 | |
| | | ⑧針葉樹（杉及び桧）の植樹 | — | |

別紙

| | | | | |
|-----------|--|--|--------------------------|----------------------------|
| | 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明(特定照明) | ・届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明 | — | — |
| 第3種地区 | 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・全ての行為(10㎡未満の増築、改築、模様替えを除く) | — | — |
| | 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・築造面積10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもの ・外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの | — | — |
| | 開発行為 | ・区域面積100㎡以上のもの | — | — |
| | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ・鉱物の掘採又は土石の採取で10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの ・100㎡以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更 | — | — |
| | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ・10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもの | — | — |
| | 木竹の植栽又は伐採 | ・100㎡以上 | — | — |
| | 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明(特定照明) | ・届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明 | — | — |
| 一般区域 | 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・建築面積200㎡以上、又は高さ10.0m以上 ・上記の規模で外観の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の4分の1以上となるもの | ③建築物の新築、増築、改築、移転、撤去又は撤去 | 延べ床面積200㎡以上又は高さ10.0mを超えるもの |
| | | | ④建築物の外観の模様替え及び色彩の変更 | 行為面積が10㎡以上のもの |
| | 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 | ・築造面積500㎡以上、又は高さ10.0mを超えるもの ・上記の規模で外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の4分の1以上となるもの | ⑤工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 | 1,000㎡以上又は高さ5mを超えるもの |
| | | | ⑥工作物の外観の模様替え及び色彩の変更 | 行為面積が10㎡以上のもの |
| | | | ⑩看板、広告板等の設置 | 一辺が4mを超え、又は表示可能面積が4㎡を超えるもの |
| | | | ⑪自動販売機等の設置 | 全ての設置行為 |
| | 開発行為 | ・区域面積3000㎡以上のもの | — | — |
| | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ・区域面積3000㎡以上のもの | ①鉱物の採掘又は土石の採取 | 10,000㎡以上 |
| | | | ②土地の形状変更 | 10,000㎡以上 |
| | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ・区域面積3000㎡以上のもの | ⑨屋外における物品(土石、廃棄物)の集積又は貯蔵 | 1,000㎡以上又は高さ3mを超えるもの |
| 木竹の植栽又は伐採 | ・区域面積3000㎡以上のもの | ⑦森林(天然林及び植林)の伐採 | 森林の伐採:10,000㎡以上 | |
| | | ⑧針葉樹(杉及び桧)の植樹 | — | |